

令和5年第13回定例公安委員会会議録

開催日時 令和5年6月1日(木) 午前11時10分～午後2時35分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時15分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 山本首席監察官
笠田生活安全部長 加藤刑事部長 前田交通部長
岡山警備部長 植木警察学校長 坂口情報通信部長
足羽警務部参事官 濱部智頭警察署長

(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、前田室長補佐)

3 議題事項

4 報告事項

- 公文書開示請求等の状況(令和5年1月～3月)(警務部)
- 警察本部長に対する苦情の受理状況(令和5年1月～3月)(警務部)
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(警務部)
- 「情報通信だより」の発行(情報通信部)
- 智頭警察署の取組状況(広報活動)(智頭警察署)

(1) 公文書開示請求等の状況(令和5年1月～3月)(警務部)

警察本部

本年1月から3月までの公文書開示請求は、公安委員会宛ての請求はなく、警察本部長宛ての請求が12件であった。また、個人情報開示請求についても、公安委員会宛ての請求はなく、警察本部長宛ての請求が4件であった。

引き続き、条例等に基づき、適切に対応していく。

委員

各請求に対しては、条例等に基づき、これまでどおり丁寧な対応をお願いする。

委員

どの開示請求についても、受付から決定まで迅速に対応していただいていると思う。引き続き、条例等に基づき対応をお願いする。

委員

公文書開示請求、個人情報開示請求とも多くの件数が請求されているが、しっかり対応をお願いする。

(2) 警察本部長に対する苦情の受理状況（令和5年1月～3月）（警務部）

警察本部

本年1月から3月までの苦情の受理件数は1件であった。内容は刑事部門の取調べに関するものであり、調査した結果、指摘事実はなかった。

今後も県民の期待に応える活動の推進に努めていく。

委員

苦情の受理件数が1件ということで、非常に少ないと思う。これも、県民の期待に応える警察として、頑張っていたからだと思う。引き続き、しっかりお願いする。

警察本部

この苦情に関して指摘事実はなかったが、各警察署への巡回教養を実施するとともに、執務資料を発出し、教養を徹底している。

委員

苦情の受理件数が減少しているということで、良いことだと思う。取調べに関しては、時代の流れとともに対応方法も変遷していくものだと思うので、しっかり指導をしていただきたい。

(3) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）

警察本部

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症対応業務に係る特殊勤務手当の特例措置を廃止したが、今後、同感染症の変異株やその他の新型インフルエンザ等の感染症の発生により、再び同様の手当が必要となった際に、速やかに措置できるよう、防疫等業務手当に係る規定を整備する条例改正を行う。

改正の概要は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の対策本部が設置された感染症の患者等に対する感染の危険を伴う人事委員会が定める業務に従事したときに、防疫等業務手当を支給するというものである。手当額は、日額1,500円、又は、緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合には、4,000円を超えない範囲で、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額を支給する。現時点で対象業務の具体的な想定はなく、今後に備えた枠組みの整備となる。

委員

新たな感染症の発生に備えるということで、適切な手当だと思う。手当を整備することは処遇の改善につながると思うので、しっかり対応していただきたい。

委員

特殊勤務手当の額が、昨今の物価高騰等に応じた適切な手当額になれば、職員のモチベーションも高まると思う。

(4)「情報通信だより」の発行（情報通信部）

警察本部

情報通信部では、これまで、主に機動通信課の活動内容を紹介する紙面を年に4回程度発行してきたが、この度、この取組を一新し、今後は「情報通信だより」として情報通信部各課の活動内容を紹介するほか、情報通信分野の技術動向等に関する情報を発信する。

「情報通信だより」の特徴は、原則としてQ&A、ワンペーパー形式で作成し、なるべく専門用語を使わずに、イラストや噛み砕いた表現等により分かりやすい文面を作成する。

令和5年6月号を創刊号とし、月1回の頻度で定期的に発行し、トリピーネットの掲示板に掲載する。また、昨今の技術動向等に関する情報については、交番勤務員や駐在所員等がそのまま管内のミニ広報紙に活用できるような内容のものも提供していく。

委員

知っているようで知らない情報というものが非常に重要であると思うし、今更聞けないという情報が重要な意味を持つ場合がある。是非、県警察の情報通信分野に関するスキルアップにつなげていただきたい。

委員

「情報通信だより」を各警察署に向けて発行するという取組は、大変良いことだと思う。この取組が、しっかりと職員の目に止まるよう進めていただきたい。

委員

6月に創刊ということだが、一般の方がホームページなどでこの「情報通信だより」を閲覧することはできないのか。

警察本部

ホームページに掲載する予定はない。しかし、交番勤務員等が、ミニ広報紙を発行する際に記事として使用できる内容のものを提供していきたいと考えている。

委員

広く県民に見ていただけるよう、願います。

(5) 智頭警察署の取組状況（広報活動）（智頭警察署）

智頭警察署

智頭警察署から、広報SONG「『モチサカ』のまもり！」の制作・発信等の広報活動の取組状況について説明がなされた。

委員

広報SONG「『モチサカ』のまもり！」のミュージックビデオは郷土愛に溢れており、警察の力を、そして警察を身近に感じることができるものだと思う。

中山間地域で少子高齢化が進み大変なところだが、是非、このような地道な活動で、より安全・安心な地域にしていきたい。動画による広報ということで、作成は大変だと思うが、良い取組をしていただいていると思う。

委員

このような広報を行うことで、警察に対するイメージが変わってくると思う。困り事があったときだけでなく、犯罪抑止のためにも警察官が頑張っていることが分かり、大変良い取組だと思う。こういう広報活動をすることが今後ますます大事になってくると思う。

広報SONGを地域の合唱団と一緒に歌うことを予定しているとのことだが、

警察だけではなく、地域の方とともに進められるのは良いことだと思う。地域の方々とつながりながら、引き続き、地域の安全をしっかりと守っていただきたい。

委員

高齢化率約40パーセントという地域の警察署として、しっかりと活動しておられることが大変よくわかった。SNSを活用した発信も良いと思う。県警察に安全・安心をしっかりと守っていただいているので、県民も安心して暮らしていると思う。

約1週間前に、長野県で凶悪な事件が発生した。こののどかな鳥取県内でも、いつ、凶悪な事件が起きるか分からない。警察官自身の身の安全を守ることは、住民の身を守ることに繋がると思う。常に危機意識を頭の片隅に置いて活動していただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

4 決裁

- ・生活安全関係営業者等に対する行政処分に関する訓令の一部改正
- ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定された不利益処分に係る処分基準の一部改正
- ・指定自動車教習所に対する行政処分

5 行事等

令和5年度鳥取県留置施設施設委員会委員任命書交付式及び懇談

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。